

私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い

平成8年4月15日
改正 平成15年1月16日
改正 平成17年2月15日
改正 平成18年1月17日
改正 平成20年3月25日
改正 平成24年3月22日
最終改正 平成27年10月7日
日本公認会計士協会

	項番号
《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》	1
《1. 適用範囲》	1
《2. 背景》	4
《Ⅱ 全般的事項》	6
《1. 計算書類監査の目的》	6
《2. 計算書類に適用される財務報告の枠組み》	7
《3. 監査事項》	9
《4. 監査報告書の形式要件》	10
《(1) 表題》	10
《(2) 監査報告書日》	11
《(3) 宛先》	12
《(4) 監査人の署名》	13
《(5) 監査事項を指定する所轄庁の告示等》	15
《5. 監査報告書の記載事項》	16
《(1) 監査の対象》	17
《(2) 計算書類に対する理事者の責任》	18
《(3) 監査人の責任》	19
《(4) 監査意見》	20
《(5) 追記情報》	24
《(6) 参考事項区分（その他の報告責任）》	27
《(7) 比較情報》	28

《(8) 事後判明事実》	29
《(9) 会計制度の整備及び運用の状況が監査事項に指定されている場合》	30
《6. 業務制限》	31
《Ⅲ 適用》	32

付録 監査報告書の記載例

- 文例1 無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例
- 文例2 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の文例
- 文例3 追記情報を記載する場合の監査報告書の文例
- 文例4 その他の文例（監査事項が資金収支計算書の適否及び会計制度の当否に関する場合）

《 I 本実務指針の適用範囲》

《 1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、理事者が私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づいて作成する計算書類に対し、公認会計士又は監査法人が実施する監査において、監査報告書の記載区分、追記情報、比較情報、事後判明事実等に関連する監査基準委員会報告書の要求事項を適切に適用するために留意する事項を適用指針として取りまとめたものである。
2. 本実務指針の適用に際し、関連する監査基準委員会報告書は、主として以下のとおりである。
 - ・ 監査基準委員会報告書 560「後発事象」(以下「監基報 560」という。)
 - ・ 監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(以下「監基報 700」という。)
 - ・ 監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」(以下「監基報 705」という。)
 - ・ 監査基準委員会報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
 - ・ 監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」(以下「監基報 710」という。)なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められる(監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第 21 項)。
3. 本実務指針は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査(以下「計算書類監査」という。)において前項の監査基準委員会報告書の要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《 2. 背景》

4. 平成22年3月26日に企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴い、日本公認会計士協会は関連する監査基準委員会報告書を見直し、公表した。これを契機に、学校法人監査においてこれらの報告書を適用する場合の留意点を検討し、監査報告書の記載区分、追記情報、比較情報、事後判明事実等について所要の改訂を行った。
5. 平成25年の学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)の改正に伴い、所要の改訂を行った。

《Ⅱ 全般的事項》

《1. 計算書類監査の目的》

6. 計算書類監査の目的は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施し、理事者の作成した計算書類が適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうかについて監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

《2. 計算書類に適用される財務報告の枠組み》

7. 適用される財務報告の枠組みは、企業の特性と財務諸表の目的に適合するものとして、又は法令等の要求に基づいて、財務諸表の作成と表示において経営者が採用する財務報告の枠組みとされている（監査基準委員会報告書 200 第 12 項(13)）。
8. 学校法人会計基準は、文部省令で定められたものであり、基本金制度等、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、広く我が国の学校法人の会計実務において定着している。また、公教育を担う高い公共性と公益性を有する私立学校の財務状況について、社会により分かりやすく説明できるとともに、経営判断に一層資するよう、学校法人の計算書類の広範囲の利用者に共通するニーズを調整・反映すべく、透明性のあるプロセスに従って策定されているため、「一般目的の財務報告の枠組み」となる。よって、当該基準に準拠して作成される「完全な一組の財務諸表」としての計算書類は、「一般目的の財務諸表」である。なお、追加開示の規定に則り、必要な事項が開示されていることから、「適正表示の枠組み」となる。

《3. 監査事項》

9. 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査は、所轄庁の指定する事項について行う。

《4. 監査報告書の形式要件》

《(1) 表題》

10. 監事の監査報告書等と明瞭に区別するため、公認会計士又は監査法人の作成する監査報告書は「独立監査人の監査報告書」とする。

《(2) 監査報告書日》

11. 監査報告書には、監査人が、計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付してはならないとされている（監基報 700 第 38 項）。

監査報告書の日付はいわゆる決算承認に関する理事会開催日以降であり、関連する審査を完了した日以降となる。

《(3) 宛先》

12. 私立学校法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 42 号）において、理事会が学校法人の必置の機関として定められた。この理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（私立学校法第 36 条第 2 項）と定められていることから、原則として理事会宛とする。

《(4) 監査人の署名》

13. 監査報告書には、監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人の代表者が自署、押印する。なお、監査人が監査法人の場合は、監査法人の代表者のほか、業務を執行した社員が自署、押印する。

ただし、無限責任監査法人が、指定社員制度を導入した場合には、監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定を受けた社員（以下「指定社員」という。）である業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が自署、押印する。

また、有限責任監査法人においては、当該特定証明に係る指定を受けた社員（以下「指定有限責任社員」という。）である業務執行社員が自署、押印する。

14. 監査報告書に監査事務所の所在地を記載しない。ただし、監査人の判断により、監査事務所の所在地を監査報告書に記載することは妨げない。

《(5) 監査事項を指定する所轄庁の告示等》

15. 所轄庁の告示等は、学校法人を所轄する文部科学省又は都道府県の告示等を記載する。

《5. 監査報告書の記載事項》

16. 監査報告書は、「監査の対象」、「計算書類に対する理事者の責任」、「監査人の責任」、「監査意見」の区分に分け、「監査の対象」以外はそれぞれ見出しを付して明瞭に記載し、意見を表明しない場合にはその旨を監査報告書に記載することが求められる（監基報 700 第 22 項、第 25 項、第 31 項、監基報 705 第 24 項）。また、必要に応じて追記情報（強調事項及びその他の事項）等を意見の表明とは明確に区別して記載するものとする。

《(1) 監査の対象》

17. 次の事項を記載する。
- ① 監査対象である計算書類を作成している学校法人の名称
 - ② 計算書類が監査されている旨
 - ③ 監査の対象とした計算書類の名称

- ④ 計算書類に関連する注記（重要な会計方針及びその他の注記）
- ⑤ 計算書類が対象とする日付又は期間

《(2) 計算書類に対する理事者の責任》

18. 理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにあること、また、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することを記載する。

《(3) 監査人の責任》

19. 次の事項を記載する。

- ① 監査人の責任は、実施した監査に基づき、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することである旨
- ② 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨
- ③ 監査の基準は、計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている旨
- ④ 監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続を実施する旨
- ⑤ 監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される旨
- ⑥ 監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、リスク評価の実施に際して、監査人は状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する旨
- ⑦ 監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価を含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる旨
- ⑧ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している旨

《(4) 監査意見》

20. 意見に関する除外がない場合は、理事者の作成した計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人の経営状況及び財政状態をすべての重要な点において適正に表示していると認める旨の無限定適正意見を記載する。

21. 意見に関する除外がある場合は、次の事項を記載する。

- (1) 除外事項付意見の根拠区分（意見区分の直前）

- ① 状況に応じて「限定付適正意見の根拠」、「不適正意見の根拠」又は「意見不表明の根拠」という見出しを付して記載する。
- ② 定量的な注記情報を含め、計算書類の特定の金額に関連する重要な虚偽表示が存在する場合、監査人は、金額的な影響額を算定することが困難でない限り、除外事項付意見の根拠区分に、当該虚偽表示による金額的な影響額とそれに関連する説明を記載する。
- ③ 金額的な影響額を算定することが困難な場合には、その旨を記載する。
- ④ 不適正意見を表明する、又は意見を表明しない場合に、不適正意見又は意見不表明の原因となる事項以外に除外事項付意見の原因となる事項を監査人が識別している場合には、当該事項についても全て、除外事項付意見の根拠区分に、その内容及びそれによる影響を記載する。

(2) 意見区分

除外事項付意見を表明する場合、状況に応じて「限定付適正意見」、「不適正意見」又は「意見不表明」という見出しを付して記載する。

① 限定付適正意見

- ・ 理事者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、計算書類の表示方法に関して不適切なものがあり、虚偽表示が計算書類に与える影響が、個別に又は集計した場合に重要であるが広範ではないと判断した場合は、限定付適正意見を記載する。
- ・ 重要な監査手続が実施できなかったことにより十分かつ適切な監査証拠が入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが及ぼす可能性のある影響の範囲が広範ではないと判断した場合は、限定付適正意見を記載する。

なお、限定付適正意見を表明する場合、監査人の責任に関して、入手した監査証拠が監査人の除外事項付意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載する。

② 不適正意見

理事者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、計算書類の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、計算書類に重要な虚偽表示がある場合でかつ、その及ぼす影響の範囲が広範であると判断した場合には、計算書類が不適正である旨を記載する。

なお、不適正意見を表明する場合、監査人の責任に関して、入手した監査証拠が監査人の不適正意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載する。

③ 意見不表明

重要な監査手続が実施できなかつたことにより十分かつ適切な監査証拠が入手できず、計算書類に重要な虚偽表示の可能性があり、かつ、その及ぼす可能性のある影響の範囲が広範であると判断した場合には、計算書類に対する意見を表明しない旨を記載する。

なお、意見を表明しない場合であっても、監査報告書の冒頭において、監査人は計算書類について監査を行った旨を記載する。

また、監査人の責任と監査範囲について、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた旨を記載する。

22. 他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときで、更に当該事項について重要な監査手続を追加して実施できなかつた場合は、重要な監査手続を実施できなかつた場合に準じて意見の表明の適否を判断する。
23. 将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、計算書類に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかつた場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断する。

《(5) 追記情報》

24. 強調事項区分

計算書類に記載されている事項について、計算書類を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調して注意を喚起する必要があると判断し、かつ当該事項について計算書類の重要な虚偽表示がないという十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書において「強調事項」という見出しを付して記載する。

なお、強調事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨の記載をする。

強調事項に記載される事項としては、重要な会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等が挙げられる。

25. その他の事項区分

計算書類に記載されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連するため監査報告書において説明する必要があると判断した場合には、「その他の事項」又は適切な見出しを付した区分を設けて記載する。

その他の事項区分の例としては、利害関係の記載が該当する。なお、利害関係の記載については、監査報告書に「利害関係」という見出しを付した上で、利害関係の有無について記載しなければならないとされている（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 25 条第 2 項及び第 34 条の 12 第 3 項、公認会計士法施行規則第 12 条）。

26. 追記情報に関する留意点

- (1) 監査基準では、第 24 項及び第 25 項に記載した事項のほか、追記情報として、「継続企業の前提」に関する重要な不確実性は必須の記載事項とされている。

しかし、学校法人の会計において、いわゆる「継続企業の前提」について計算書類に記載されることが望ましいが、記載を求める基準がないことから、学校法人が計算書類に記載していない場合には、二重責任の原則に裏付けられた監査人の責任には馴染まず、追記すべき情報に該当しない。学校法人が計算書類に記載している場合には、監査人も監査報告書に追記情報(強調事項)として記載することとなる。なお、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(平成25年9月2日 25高私参第8号)Ⅲ2.第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記は、いわゆる「継続企業の前提」の注記には該当しない。

また、「監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違」については、学校法人会計では、監査報告書は監査した計算書類とともに袋とじされ、私立学校法に基づき閲覧に供される書類とは区別されていることから、該当はないと考えられる。

《(6) 参考事項区分(その他の報告責任)》

27. 計算書類に対する監査人の報告責任に加えて、計算書類に関連するその他の事項について報告責任を有するものとして、以下に掲げる事項は、監査報告書において「参考事項」という見出しを付して記載する。

- (1) 所轄庁の通知等により監査上特に留意することと指定された事項(寄付金や学校債の受入れに係る留意事項等)
- (2) 日本公認会計士協会の実務指針で指定された事項(第2号基本金の組入計画に係る議決が適正な手続によっているか等)

《(7) 比較情報》

28. 比較情報とは過年度の金額及び開示をいい、貸借対照表の前年度末金額(以下「対応数値」という。)が該当するが、対応数値は前年度に確定した数値がそのまま記載され、たとえ会計方針が変更されたとしても、過年度に遡及適用することはない。

監査人は、以下の(1)及び(2)の場合を除き、監査意見において対応数値に言及してはならないとされている(監基報710第9項)。

- (1) 監査人は、以前に発行した前年度の監査報告書において除外事項付意見(すなわち限定付適正意見、不適正意見、又は意見不表明)が表明されており、かつ、当該除外事項付意見の原因となった事項が未解消の場合で当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合には、当年度の計算書類に対して除外事項付意見を表明し、除外事項付意見の根拠区分に、当該事項が当年度と前年度の両方に及ぼす影響を記載する(監基報710第10項)。
- (2) 前年度の計算書類が監査されていない場合、監査人は監査報告書のその他の事項区分に、対応数値が監査されていない旨を記載する(監基報710第13項)。

(3) 前年度の計算書類を前任監査人が監査しており、監査人が監査報告書において前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を記載することにした場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、以下の事項を記載する（監基報 710 第 12 項）。

- ① 前年度の計算書類は、前任監査人により監査された旨
- ② 前任監査人が表明した監査意見の類型、及び除外事項付意見が表明されていた場合にはその理由
- ③ 前任監査人の監査報告書の日付

《(8) 事後判明事実》

29. 監査報告書日の翌日から所轄庁提出日までの間に監査人が知るところとなった事実につき理事者が計算書類を修正する場合、監査人は、監基報 560 に従って必要な手続を実施し、当該修正された計算書類に対する監査報告書に差し替えることが求められる。

修正された差替後の計算書類に対する監査報告書の日付は、差替後の計算書類の承認日より早い日付としてはならないとされている（監基報 560 第 10 項）。

また、監査人が計算書類の修正が必要であると判断する状況において、理事者が計算書類の修正を行わない場合には、監査人は、監基報 560 に従って必要な手続を実施することが求められる。

《(9) 会計制度の整備及び運用の状況が監査事項に指定されている場合》

30. 所轄庁が、「会計制度の整備及び運用の状況」を監査事項に指定している場合は、計算書類に対する監査意見とは別の区分を設けて、次の事項を記載する。

- (1) 会計制度の整備及び運用の状況について、監査人が必要と認めた手続を実施したこと。
- (2) 会計制度の整備及び運用に係る責任は理事者にあること。
- (3) 監査人の責任は独立の立場から会計制度の整備及び運用の状況に対する意見を表明することにあること。
- (4) 会計制度の整備及び運用の状況が妥当と認められる場合は、その旨
- (5) 会計制度の整備及び運用の状況について、特に改善を要すると認められる場合には、その内容

《6. 業務制限》

31. 業務制限についての法令等（公認会計士法第 24 条及び同法第 34 条の 11、公認会計士法施行令第 7 条及び同令第 15 条、日本公認会計士協会倫理規則第 13 条）の適用に当たっては、下記の事項に留意する。

- (1) 「役員、これに準ずるもの」には評議員を含む。
- (2) 「使用人」とあるのは、「教職員」とする。なお、教職員には非常勤を含む。
- (3) 「被監査会社等」には学校法人が含まれるが、「被監査会社」には学校法人は含まれない。

ただし、「被監査会社等」とは営利企業に該当するものに限る旨の限定がある場合には、学校法人は含まれない。

公認会計士法第 24 条第 3 項（「公務員関係」、同法第 34 条の 11 第 3 項の当該部分を含む。）は、営利企業に係る規制であるから、学校法人は含まれないが、日本公認会計士協会倫理規則第 13 条に留意する。

《Ⅲ 適用》

32. 本報告は、平成 8 年 4 月 1 日以降開始する会計年度に係る監査から適用する。
「学校法人監査に係る除外事項、補足的説明事項、付記事項及び参考事項の記載区分等について」（昭和 54 年 6 月 18 日 日本公認会計士協会学校法人委員会）は廃止する。
学校会計委員会報告第 23 号「昭和 51 年度以降私立学校振興助成法監査報告書文例」（昭和 52 年 1 月 11 日 日本公認会計士協会学校会計委員会）は廃止する。
学校法人委員会報告第 27 号「私立学校振興助成法監査報告書文例の一部改訂（昭和 54 年 1 月 12 日 日本公認会計士協会学校法人委員会）は廃止する。
33. 監査基準が平成 15 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から適用されることから、本委員会報告もこれに整合させた。
34. 「学校法人委員会報告第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」（平成 17 年 2 月 15 日）は、平成 17 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から適用する。
35. 「学校法人委員会報告第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」（平成 18 年 1 月 17 日）は、平成 18 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から適用する。
36. 「学校法人委員会報告第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」（平成 20 年 3 月 25 日）は、平成 20 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から適用する。
37. 「学校法人委員会報告第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」（平成 24 年 3 月 22 日）については、平成 24 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から適用する。
38. 「学校法人委員会実務指針第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」（平成 27 年 10 月 7 日）については、平成 28 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から（知事所轄法人については平

成 29 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から) 適用する。ただし、平成 27 年 10 月 7 日改正の本実務指針の適用前の会計年度に係る監査については、従来どおり「学校法人委員会実務指針第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」」（平成 24 年 3 月 22 日）を適用する。

以 上

《付録 監査報告書の記載例》

監査報告書の文例及び留意事項を示すと次のとおりである。

なお、学校法人の監査報告書が、主として国内において利用されることを考慮すると、監査報告書に関する国際的な動向に必ずしもとらわれる必要はないと考えられるが、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書が、監査領域の相違によって様々な存在することは、依拠する監査の基準が異なるとの誤解を招きかねないと思慮することから、本記載例においては、監査事項の相違に基づく部分を除き、他の監査領域における監査報告書との整合を図った。具体的な記載に当たっては、各監査人がそれぞれ判断されたい。

【文例1】無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例

(1) 収益事業がない場合

① 監査人が公認会計士の場合

<u>独立監査人の監査報告書</u>	
	平成〇〇年〇月〇〇日
学校法人〇〇〇	
理事会 御中	
	〇〇〇〇公認会計士事務所 公認会計士 (自 署) ㊟ 〇〇〇公認会計士事務所 公認会計士 (自 署) ㊟
<p>私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇告示第〇〇号に基づき、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度（平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）（注）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。</p>	
計算書類に対する理事者の責任	
<p>理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p>	
監査人の責任	
<p>私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対す</p>	

る意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 監査事項として、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表が指定されている場合には、「資金収支計算書（資金収支内訳表及び人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）」と記載する。

② 監査人が監査法人の場合

ア. 無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合

独立監査人の監査報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

学校法人〇〇〇

理事会 御中

〇〇〇監査法人

指 定 社 員	公認会計士	(自 署) ㊟
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	(自 署) ㊟
業務執行社員		

(注1)

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇告示第〇〇号に基づき、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度（平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）（注2）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状

況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇〇監査法人

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 (自 署) ㊟

公認会計士 (自 署) ㊟

(注2) (1)① (注) に同じ

イ. 監査人が有限責任監査法人の場合

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成〇〇年〇月〇〇日

学校法人〇〇〇

理事会 御中

〇〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 (自 署) ㊟

公認会計士 (自 署) ㊟

(注1)

(以下、②アの場合の記載と同じ。)

(2) 収益事業を行っている場合の監査の対象

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇告示第〇〇号に基づき、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度(平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支

計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）（注）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

（注）（1）①（注）に同じ

【文例2】除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の文例

（1）重要な虚偽表示による限定付適正意見

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

学校法人〇〇〇は、……………について……………の計上を行っていない。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠していれば、……………を計上することが必要である。この結果、資金収入並びに教育活動収支差額及び当年度収支差額が、それぞれ〇〇円過小に表示されている。

限定付適正意見

私たちは、上記の計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす影響を除き、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 監査範囲の制約による限定付適正意見

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

学校法人〇〇〇は、……………している。私たちは、……………できなかつたため、……………について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

したがって、私たちは、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

限定付適正意見

私たちは、上記の計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(3) 重要な虚偽表示による不適正意見

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づ

き監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

学校法人〇〇〇は、……………について……………の計上を行っていない。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠していれば、……………を計上することが必要である。この結果、教育活動収支差額及び当年度収支差額がそれぞれ〇〇円過大に表示され、有形固定資産が〇〇円過大に表示されている。

不適正意見

私たちは、上記の計算書類が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす影響の重要性に鑑み、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を適正に表示していないものと認める。

(4) 監査範囲の制約による意見不表明

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが、我が国において、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

学校法人〇〇〇は、平成〇〇年〇月〇日主要な部門である△△大学において火災が発生し、重要な会計記録が失われたため、平成〇〇年〇月〇日に終了する当該部門に係る会計記録に関連して計算書類に対する意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、私たちは、関連する項目に関して、何らかの修正が必要かどうかについ

て判断することができなかった。

意見不表明

私たちは、上記の計算書類が、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、計算書類に対して意見を表明しない。

【文例3】追記情報を記載する場合の監査報告書の文例

(1) 強調事項がある場合（監査意見と利害関係の間）

強調事項

注記事項××に記載されているとおり、……………。
当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

(2) 強調事項と参考事項がある場合（監査意見と利害関係の間）

<計算書類監査>（注）

私たちは、…
……………。

強調事項

注記事項××に記載されているとおり、……………。
当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

<参考事項>（注）

……………。

（注）「参考事項」を記載する場合には、計算書類に対する監査人の報告責任と明確に区分するため、冒頭に「計算書類監査」という見出しを記載する。

(3) 前年度の計算書類を前任監査人が監査していることを記載する場合（監査意見と利害関係の間）

その他の事項

学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了した前年度の計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類に対して平成〇〇年〇月〇日付けで無限定適正意見を表明している。

【文例4】その他の文例（監査事項が資金収支計算書の適否及び会計制度の当否に関する場合）

(1) 資金収支計算書は適正で、かつ、会計制度の当否について特に改善すべき事項のない場合

<資金収支計算書監査>

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇告示第〇〇号に基づき、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度（平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日まで）における資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）及び同計算書に記載される注記（以下「資金収支計算書」という。）について監査を行った。

資金収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して資金収支計算書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない資金収支計算書を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から資金収支計算書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに資金収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、資金収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による資金収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、資金収支計算書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての資金収支計算書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の資金収支計算書が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の資金収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜会計制度の整備及び運用の状況監査＞

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇告示第〇〇号に基づき、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度（平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日まで）における会計制度の整備及び運用の状況について、監査人が必要と認めた手続を実施した。この会計制度の整備及び運用に係る責任は理事者にある。私たちの責任は独立の立場から会計制度の整備及び運用の状況に対する意見を表明することであり、私たちは意見表明のための基礎を得たと判断している。

私たちは、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度における会計制度の整備及び運用の状況は妥当であると認める。

(2) 資金収支計算書が限定付適正で、かつ、会計制度上特に改善すべき事項のある場合

＜資金収支計算書監査＞

.....
.....

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から資金収支計算書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに資金収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、資金収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による資金収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、資金収支計算書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての資金収支計算書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

学校法人〇〇〇は、〇〇収入及び〇〇支出の計上を行っていない。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠していれば、〇〇収入及び〇〇支出をそれぞれ〇〇

円計上することが必要である。この結果、資金収入及び資金支出はそれぞれ〇〇円過小に表示されている。

限定付適正意見

私たちは、上記の資金収支計算書が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の資金収支計算書に及ぼす影響を除き、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の資金収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<会計制度の整備及び運用の状況監査>

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇告示第〇〇号に基づき、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度（平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日まで）における会計制度の整備及び運用の状況について、監査人が必要と認めた手続を実施した。この会計制度の整備及び運用に係る責任は理事者にある。私たちの責任は独立の立場から会計制度の整備及び運用の状況に対する意見を表明することであり、私たちは否定的意見表明のための基礎を得たと判断している。

私たちは、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度における会計制度の整備及び運用の状況には、下記の改善すべき事項があると認める。

記

.....